相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県大田市五十猛町一九九番地二、最後の住所岡山県岡山市東区益野町四六八番地
一　被相続人　亡　林　惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十九日
島根県出雲市今市町一一六五番地九
相続財産管理人　鹽野　真弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県玉野市槌ヶ原二五六八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　三宅　武利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十九日
岡山市北区富田町一―二―一三　香楽ビル
森脇法律事務所
相続財産管理人　有本　耕平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市大字沖宇部四四八六番地、最後の住所山口県宇部市東梶返四丁目四番五号
被相続人　亡　佐々木　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十九日
山口県宇部市新天町一丁目二番三八号　林
司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　林　萬守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県名護市大東四丁目五四三三番地
五、最後の住所沖縄県名護市大東四丁目二番二号
被相続人　亡　伊野波盛隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十九日
沖縄県名護市字宮里四四五―六大瀬産業ビル二〇一号室ほくぶ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　栗田妃呂子

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地の改修工事を行うため、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年一月二十九日
一、墳墓等所在地　滋賀県草津市野路町一五三四番地
一、墳墓等の名称　教善寺境内墓地内に所在する墳墓
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　滋賀県草津市野路六丁目八番八号　宗教法人教善寺　代表役員　芝原　正道

債権申出の公告（第一回）

当社規約型企業年金は、平成二十五年一月一日、確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十九日
東京都杉並区成田東四丁目三九番八号
株式会社チヨダ
規約型確定給付企業年金清算人
今田　至

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十四年十月二十六日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十九日
東京都世田谷区桜二丁目四番一―一三四号
イイダグループ確定給付企業年金
清算人　國井　正

第27期決算公告

平成25年1月29日
川崎市高津区末長146―10
株式会社名学館ＥＸＣＥＬ
代表取締役　佐藤　剛司

貸借対照表の要旨　（平成24年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,343	流動負債	6,924
固定資産	16,228	未払金	3,767
有形固定資産	1,119	その他	3,156
無形固定資産	296	固定負債	23,700
投資その他の資産	14,811	負債合計	30,624
		株主資本	△6,052
		資本金	99,998
		利益剰余金	△106,050
		その他利益剰余金	△106,050
		（繰越利益剰余金）	（△106,050）
		純資産合計	△6,052
資産合計	24,571	負債・純資産合計	24,571

(注)　当期純損失　3,869千円

第５期決算公告

平成24年11月30日　愛知県弥富市上野町２番地１
イケア・ディストリビューションサービス株式会社
代表取締役　アンドレアス・ドゥール

貸借対照表の要旨
（平成24年８月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,112	流動負債	8,959
固定資産	11,587	固定負債	2,841
繰延資産	1	株主資本	900
		資本金	110
		資本剰余金	900
		その他資本剰余金	900
		利益剰余金	△110
		その他利益剰余金	△110
		（うち当期純利益）	（2,683）
資産合計	12,700	負債・純資産合計	12,700

「業務および財産の管理に係る委託契約」終了のお知らせ

弊会は、エイ・ワン少額短期保険株式会社との間で締結されていた「業務及び財産の管理の委託契約」を期間満了のため終了しました。

平成二十一年一月二十三日付にてエイ・ワン共済（大阪市中央区・片山勉理事長）はエイ・ワン少額短期保険株式会社（大阪市中央区・片山勉代表取締役）との間で「業務及び財産の管理委託契約」を締結し、平成二十一年二月十三日付にて内閣総理大臣の認可を得て、実施してまいりました。

この度、この契約が、平成二十四年十二月一日付にて終了したことをお知らせいたします。

・委託会社　エイ・ワン共済　大阪市中央区久太郎町一の九の二六
・受託会社　エイ・ワン少額短期保険株式会社　大阪市中央区久太郎町一の九の二六
・委託期間　平成二十年十一月一日から平成二十四年九月末日まで

平成二十五年一月二十九日
エイ・ワン共済
理事長　片山　勉

「業務および財産の管理に係る委託契約」終了のお知らせ

弊会は、エイ・ワン少額短期保険株式会社との間で締結されていた「業務及び財産の管理の委託契約」を期間満了のため終了しました。

平成二十一年一月二十三日付にてヘスティア共済会（福岡県福岡市・藤原康弘理事長）はエイ・ワン少額短期保険株式会社（大阪市中央区・片山勉代表取締役）との間で「業務及び財産の管理委託契約」を締結し、平成二十一年二月十三日付にて内閣総理大臣の認可を得て、実施してまいりました。

この度、この契約が、平成二十四年十二月一日付にて終了したことをお知らせいたします。

・委託会社　ヘスティア共済会　福岡市博多区中洲中島町三の八
・受託会社　エイ・ワン少額短期保険株式会社　大阪市中央区久太郎町一の九の二六
・委託期間　平成二十年十一月一日から平成二十四年五月末日まで

平成二十五年一月二十九日
ヘスティア共済会
理事長　藤原　康弘